

公益財団法人新国立劇場運営財団バレエ研修所予科に関する内規

平成25年4月1日 新国立劇場運営財団達第105号
改正 平成26年3月24日 新国立劇場運営財団達第117号

(目的)

第1条 この内規は、義務教育修了時の心身の柔軟な時期に、古典バレエの基礎的な技術を徹底して習得し、さらにバレエダンサーとしてバランスの取れた美しい身体の養成に努め、もってバレエ研修所のレベル・アップを図るために、公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程（以下「研修規程」という。）第2条第3項に基づき、バレエ研修所予科（以下「予科」という）について必要な事項を定める。

(予科生)

第2条 予科に在籍する者を予科生という。

(期間等)

第3条 予科生の研修期間は原則として2年とする。

2 研修期間の年次は、毎年4月に始まり翌年3月までとする。

(資格)

第4条 予科を受けようとする者は以下の各号の応募資格を満たしていなければならない。

- (1) プロフェッショナルなバレエダンサーとしての舞台活動を目指していること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 家族・親族等の管理の下、研修（通学）ができること。
- (4) 外国籍の場合、日本語が理解できること、及び研修期間中の在留資格が取得できること。
- (5) 前条に定める研修期間の第1日目（4月1日）において15才又は16才のもので、かつ、義務教育課程（中学校）を卒業（卒業見込みを含む）していること。

(募集員数)

第5条 募集員数は、若干名とする。

(選考試験、研修の実施及び休学、復学、懲戒等)

第6条 予科生の選考、研修の実施、主催公演、外部公演等への出演、休学、復学及び懲戒等については、研修規程第5条及び第7条から第10条まで、並びに公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程実施細則（以下「実施細則」という）第3条から第22条まで、及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「研修生」とあるのは「予科生」と読み替えるものとする。

(資格及び選考試験に関する特例)

第7条 第4条及び選考試験を定める第6条の規定にかかわらず、バレエ研修所（本科）の選考試験を受けた者のうち、予科の研修を受けることが必要かつ適当であると理事長が特に認める者については、予科生とすることができるものとする。

(バレエ研修所選考試験)

第8条 所定の研修を修了した予科生でバレエ研修所（本科）の研修を受けたい予科生は改めて選考試験を受けなければならない。

2 1年を経過する時点の研修の修得度合いにより、バレエ研修所（本科）の研修を受けたい予科生はバレエ研修所の選考試験を受けることができる。これに合格した場合、第3条の規定にかかわらず、期間を短縮し1年で修了することができる。

(授業料)

第9条 予科生から授業料を徴収する。額については年額220,000円(消費税別)とする。

2 その他授業料の取扱いについては、実施細則第23条第2項から第5項の規定を準用する。

(研修奨学金・研究充実費)

第9条 予科生に対して、研修奨学金・研究充実費は支給しない。

(研修修了)

第10条 所長は所定の研修を修了した予科生に、研修修了証書を授与する。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、予科の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成25年4月1日新国立劇場運営財団達第105号)

1 この内規は平成25年4月1日から施行する。

2 第9条で定める授業料の額にかかわらず、平成24年度までに入所の者の授業料の額は年額200,000円(消費税込)とする。

附 則(平成26年3月24日新国立劇場運営財団達第117号)

1 この内規は平成26年4月1日から施行する。